

輪島市監査公表第 37 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 27 年 11 月 19 日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成27年11月11日（水） 都市整備課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成27年度の監査資料（平成27年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成26年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○ 事業の進捗に当たっては、国の交付金事業を活用しながら様々な整備を展開しており財政課等と連携して有効な起債事業の活用を目指して頂きたい。

マリンタウン用地販売については、より一層の努力をお願いしたい。管理運営については、草刈り業務委託費の新年度からの窓口一括予算要求の実施など、効率のよい事務改善に努めているのは評価したい。

○ まちづくり交付金については、繰越金や不用額が発生しているが、適切な執行に努力し事務処理に遺漏の無いようにして頂きたい。

○ まがきトンネル（おさよトンネルに名称変更）については、待望の竣工を迎えるが周辺の利活用について工夫が必要と思われる。

○ 公営住宅の使用料滞納者は、退去者、母子家庭、短居老人等の社会的弱者と思われる存在がある。しかしながら未納は公平性の観点から許されるものではなく、真摯に相談にのるとともに、今後も引き続き滞納額削減に向け取り組んでいただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 公営住宅使用料の滞納について

課題は多いと思われるが、具体的な計画を立て今後も引き続き滞納額削減に向け取り組んでいただきたい。